

# 小口提携リース取引に係る問題事例と対応について

平成 20 年 9 月 24 日  
社団法人 リース事業協会

## 1. 現状認識

当協会は、電話機リースに係るトラブル等の問題事例が生じていることを踏まえ、「電話機リースに係る問題事例の解消を目指して」(平成 17 年 12 月 5 日)を策定し、問題事例の解消を目指して所要の活動を行ってきました。

これにより、電話機リースに係る問題事例については、年々減少していると認識していますが、最近の相談事例をみると、小口提携リース取引において、電話機以外の物件で問題事例が生じています。

## 2. 問題点

最近の問題事例の多くは、電話機リースに係るトラブルと同様にサプライヤーの虚偽の説明に起因するものも含まれていますが、複写機に係る消耗品の補充、ホームページの作成等、サプライヤーとユーザー間の役務提供の内容に起因するものがみられます。

また、電話機リースで問題事例が生じたサプライヤーにおいて、電話機以外の物件での問題事例が生じているとの指摘もされています。

## 3. 対応策

当協会においては、電話機リースの問題事例の解消を目指して、必要な対応策を推進していますが、電話機以外の物件についても、問題事例の実態を踏まえ、今後、以下の対応策を講じることにより、問題事例の解消に努めていくことといたします。

### (1) サプライヤー

ユーザーから苦情の申し出があったサプライヤーについて、その内容等を確認します。確認の結果、苦情の原因として販売方法に問題のあるサプライヤーについては、提携関係の解消も含め、取引関係の見直しを行います。

### (2) ユーザー

ユーザー相談窓口の整備の状況について、あらためて確認します。

苦情の申し出があったユーザーについて、苦情内容を確認した上で苦情の解決に努めます。また、上記(1)の確認の結果、問題事例の発生が懸念される案件については、契約内容を踏まえた慎重な審査及び契約の確認等を行います。

以上